

「小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）」
に対する意見公募要領

令和8年7月21日

経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ
資源循環経済課

環境省環境再生・資源循環局資源循環課
資源循環制度推進室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

前回（令和元年（2019）年2月）の小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討から7年が経過したところ、産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会小型家電リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会小型家電リサイクル小委員会の合同会合を開催し、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第517号）関連の項目を対象に、今後の小型家電リサイクル制度の評価・点検を行ってまいりました。

この度、合同会合におけるこれまでの検討結果を踏まえて整理する「小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）」について、国民の皆様から広く意見を募集いたします。

2. 意見公募の対象

「小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）」

3. 資料入手方法

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

（2）窓口での配布

経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ資源循環経済課
（東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館5階）

環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室
（東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館23階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年7月21日（火）～令和8年8月19日（水）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

※可能な限りこちらの方法で御提出ください。

（2）電子メールを利用する場合（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送りください。

電子メールアドレス：hairi-recycle@env.go.jp

環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室 宛て

（電子メールの件名を『『小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）』に対する意見』としてください。）

※(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力御利用ください。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっているので御留意ください。

（３）郵送する場合

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛てにお送りください。

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室

パブリックコメント担当 宛て

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様から頂いた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

頂いた意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合又は個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、本案に対する意見公募に関する業務（意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認）にのみ利用させていただきます。

経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ
資源循環経済課 パブリックコメント担当 宛て
環境省環境再生・資源循環局資源循環課
資源循環制度推進室 パブリックコメント担当 宛て

「小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）」に対する
意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）	